

1. 件名：日本原燃株式会社第二種廃棄物埋設事業変更許可申請に係る新規
制基準への適合確認に関するヒアリング（５７）

2. 日時：令和２年５月１８日（月）１４時～１６時

3. 場所：原子力規制庁 １０階北会議室（音声通話により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

志間企画調整官、金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、長井安全

審査官、大塚安全審査専門職、古田安全審査専門職

長官官房 技術基盤グループ 核燃料廃棄物研究部門

山田首席技術研究調査官、入江主任技術研究調査官

日本原燃株式会社

開発設計部長 他１６名

5. 要旨：

日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）と、平成３０年８月１日付で申
請（令和２年１月２０日付で一部補正）のあった廃棄物埋設事業変更許可申請
について、以下のとおりヒアリングを実施した。

(1) 原燃から、配付資料に基づき以下の説明があった。

- ・ 許可基準規則への適合性について

(2) 原子力規制庁は上記（１）の説明に対し以下のコメントを行った。

（第二条 定義（安全機能））

- ・ 飛散防止のための措置について、現場従事者に放射線障害を及ぼすおそ
れがないと判断しているが、その根拠となる具体的な対応策を追記する
こと。

（第九条 異常時の放射線障害の防止）

- ・ 埋設設備及び覆土が一部破損した場合の影響について、覆土後は第十条
第四号の廃止措置開始後の評価を引用しているが、漏出及び破損する時
期がいつなのか、線量のピークがいつなのかを記載すること。

（第十条 廃棄物埋設地）

- ・ 外周仕切設備のひび割れ抑制について、外周仕切設備の施工段階から覆
土施工終了まで、ひび割れの補修を含めた管理を行うことが分かるよう
に記載すること。
- ・ 内部防水については埋設設備の主要な部位として整理すること。また、
雨水及び地下水の浸入を防止するため、外周仕切設備及び覆い、ポーラ

スコンクリート層、セメント系充填材並びに内部防水の4層で対処することが分かるように記載すること。

- ・ 低透水性及び収着性に与える力学的影響のうち「ガス発生」について、各埋設設備におけるガス発生量の単位を統一すること。アルミニウム(極薄物)のガス発生量を $141.3\text{m}^3/\text{y}$ としているが、これは腐食速度により算定したのではなく、全量が短期間で腐食した際の評価であると考えられる。文献を確認した上でその考え方を記載すること。

(第十三条 廃棄施設)

- ・ 気体廃棄物の廃棄施設について、結論として設置しないことは既許可と同様であることを記載すること。気体廃棄物の廃棄施設を設置しない根拠となる数値を申請書に記載すること。
- ・ 液体廃棄物の廃棄施設について、液体廃棄物が最大量発生しても問題がない根拠となる数値を申請書に記載すること。
- ・ 固体廃棄物の廃棄施設について、どの時点の保管廃棄数量であるかを申請書に記載すること。放射性物質が飛散しない状態で保管廃棄することを申請書に記載すること。

(3) 原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他：

日本原燃株式会社からの配付資料

- ・ 前回(2020年5月13日)までのヒアリングコメントへの回答(第十条 廃棄物埋設地)
- ・ 前回(2020年5月13日)ヒアリングコメントへの回答(第二条 定義(安全機能について)、第四条 地震による損傷の防止、第九条 異常時の放射線障害の防止、第十四条 予備電源)

以上